

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

蒲郡市の人口構造は、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、高齢人口は増加を続けており、少子高齢化が進行している。社会保障・人口問題研究所の将来推計では、2040年には総人口は66,000人台まで減少し、そのうち高齢人口が35%を占める見通しである。人口に占める労働力率の低下が予測される社会にあって、一人当たりの生産性を高める必要がある。

蒲郡市の産業は、豊富な地域産業資源を有した地にあって、一次産業から三次産業までバランスよく構成されている。近年は大型商業施設周辺地域の賑わい、周辺国道や三河港蒲郡地区の整備が進み、企業用地の確保にも努めている。こうした地理的優位性を背景に、多様な産業の発展が期待できる。

しかしながら、現在、蒲郡市内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると市内産業基盤が失われかねない状況である。このような中、市内中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

当市においては、平成28年3月に「蒲郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和2年3月に「第2期蒲郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、基本目標の一つである「活力あるまち、しごとづくり戦略」に基づく地方創生事業を実施し、産業の活性化を推進してきた。ここに加えて、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性向上を後押しする。

これにより、蒲郡市が設備投資に資する魅力ある市となり、地理的優位性と優れた産業資源を有する事業地として永続的に経済発展していくことが期待される。

(2) 目標

本計画による中小企業者の先端設備等導入計画認定件数60件を目標とし、労働生産性の伸びを推進・維持することで高齢化・人口減少の下であっても市全体の経済成長と経済活力を高めることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

蒲郡市の産業は、一次産業から三次産業まで、多岐に渡り多様な業種が市経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、市内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、単に敷地に設置する太陽光発電に関する設備等、本市の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の主旨及び目標にそぐわないものは対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

蒲郡市の産業は、中心市街地である蒲郡駅周辺を中心とし、北東西を山に南は三河湾に面して広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

蒲郡市の産業は、一次産業から三次産業まで、多岐に渡り多様な業種が市経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば全て対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

事業者が取組む多様な事業展開にあわせ、先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間のうちから選択することとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

蒲郡市は、先端設備等の導入の促進に際し、下記の事項に配慮する。

(1) 先端設備等導入計画の認定に当り、計画の円滑な遂行を理由とした解雇等の人員整理が行われる取組みは認定の対象としない、また、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

- (2) 先端設備等導入計画の認定に当り、当導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段をとることができるものとするが、認定申請企業者に対する過度な負担にならないよう配慮する。
- (3) 先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、中小企業支援関連機関と連携し、施策を総合的に推進するよう努めるものとする。
- (4) 先端設備等導入計画の進捗状況及び認定中小企業者の自己評価の実施状況を把握するよう努めるものとする。
- (5) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。